

# 第123回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

## ■事業報告

- ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ・ 業務の適正を確保するための体制  
及び当該体制の運用状況

## ■連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

## ■計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

## 株式会社三井E&S

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

## ■事業報告

### 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

名称（発行決議日）	第2回新株予約権（2014年7月31日）	第3回新株予約権（2015年7月31日）
新株予約権の数	6個	9個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式600株 （新株予約権1個につき100株）	普通株式900株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり191,000円 （1株当たり1,910円）	新株予約権1個当たり169,000円 （1株当たり1,690円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり100円 （1株当たり1円）	新株予約権1個当たり100円 （1株当たり1円）
権利行使期間	2014年8月23日～2044年8月22日	2015年8月22日～2045年8月21日
新株予約権の保有状況	取締役（監査等委員）1名 6個	取締役（監査等委員）1名 9個

(注) 1. 取締役（監査等委員）が保有している新株予約権は、新株予約権発行時に執行役員又は理事の地位にあったときに付与されたものです。

2. 当社は、2017年10月1日を効力発生日として、単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、普通株式10株を1株にする株式併合を実施したことにより「新株予約権の目的である株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制として「内部統制システム構築の基本方針」を定めております。当期における基本方針は以下のとおりです。

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われることを確保するため、取締役会はコーポレート・ガバナンスを一層強化し、当社及び子会社から成る企業集団としての有効なリスク管理体制、実効性のある内部統制システム及びコンプライアンス体制をより強固にする。
- 2) 取締役会の監督機能を強化するため、東京証券取引所等が定める独立性の要件及び当社が定める「社外取締役の独立性基準」を満たす社外取締役を選任する。
- 3) 財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保を図る。
- 4) 監査等委員会が行うリスク管理体制、内部統制システム及びコンプライアンス体制の有効性等に関する監査報告に基づき、問題の早期発見とその是正を図る。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 各経営会議体の運営に関する社内規程に基づき、各経営会議体の事務局は経営の意思決定及び業務執行に係る記録（電磁的記録を含む）を作成し、これを適切に保存、管理する。
- 2) 取締役は、各経営会議体の事務局を通じてこれらをいつでも閲覧することができる。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) リスクの顕在化を未然に防止するために経営企画部担当役員を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、同委員会にて経営諸活動全般に係るすべてのリスクを網羅的に把握、評価し、優先すべき重要なリスクについて適正な対応がなされているか、経営レベルで継続的に確認、管理するトータルリスクマネジメントを実践する。
- 2) 事業継続や安全・人命確保に重大な影響を与える事態、企業の存続に重大な脅威となる緊急事態など、不測の事態が発生した場合には、代表取締役又は対象事案の担当取締役を委員長とする「特別危機管理委員会」において迅速に対応を検討し、損失の拡大を最小限に止める。
- 3) 経営に対する影響が大きい事業運営上のリスク管理については、社内規程に基づき、関係部署によるリスクチェックを行う。当社決裁基準に依じて、当社事業部や主要な子会社においては各事業部や個社で自主リスクチェックを行う。

- 4) 業務執行部門のリスク管理状況については、独立性及び客観性を持つ内部監査部門の内部監査により有効性の検証、不備是正勧告などを行う。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 定例取締役会並びに必要に応じて随時開催する臨時取締役会のほか、取締役が職務の執行を適正かつ効率的に行うための基礎となる経営判断を迅速に行うため、経営会議等の経営会議体を組織し、それぞれの運営規程に定める機能に応じ経営の重要事項を審議し、意思決定を行う。
- 2) 取締役会で決定された業務分担により、取締役は責任と権限をもって担当部門において効率的に職務執行を行い、その執行状況について3カ月に1回以上、取締役会にて報告を行う。
- 3) 取締役会は、目標の明確な付与、採算確保の徹底を通じて市場競争力の強化を図るために当社グループの目標値を年度予算として策定させる。年度予算の進捗状況は取締役会構成メンバーにて確認、管理する。
- 4) 取締役会の重要な意思決定・監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るために執行役員制度を導入する。

#### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) コンプライアンス体制については、社内規程に基づき、当社取締役の中より選任されたチーフコンプライアンスオフィサーを委員長とする「グループコンプライアンス委員会」を設置し、独占禁止法の遵守を含め監視、啓発活動を推進する。
- 2) 当社及び子会社の役職員の行動規範としてコンプライアンス・ポリシーを定める。その遵守のため、対象者に対する教育、啓発活動を推進し、周知徹底する。
- 3) 法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見のため、当社法務室長及び社外弁護士が当社及び当社子会社並びにその取引先の全役職員等から相談や通報を直接受ける「ヘルプライン」（内部通報制度）を設ける。また、公益通報者保護法に準拠した社内規程に基づき、その実効性を確保する。
- 4) コンプライアンス体制については、内部監査部門の内部監査により有効性を検証し、不備があれば是正する。
- 5) 財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することに努め、財務情報他会社情報の開示については、会社情報の情報開示に関する社内規程に基づき適時・適正な開示を行う。

6. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - 1) 企業集団における「企業理念」、「経営姿勢」及び「行動規準」を定め、これを基礎として各社において必要な体制を整える。
  - 2) 経営管理については、子会社各社へ取締役あるいは監査役等を派遣し監督を行うことに加え、社内規程に基づく当社による決裁制度及び当社への報告制度を通じて管理、監督を行う。
  - 3) 企業集団における財務報告に係る内部統制については、自己評価によるセルフチェックに加えて、内部監査部門の独立的評価により有効性を検証し、不備があれば是正する。
  - 4) コンプライアンスについては、当社社内規程を子会社の役職員にも適用し、各子会社の内部統制を所管する取締役又は執行役員が当社の「グループコンプライアンス委員会」の指導のもとに、各社の実情に応じて、「部門コンプライアンス検討会」等によりコンプライアンス体制を整備する。
  - 5) 子会社の役職員も「ヘルプライン」の利用対象に含める。
  - 6) 子会社に関する当社の経営に重要な影響を及ぼすリスクは、「トータルリスクマネジメント」に包含し、企業集団内でリスクが顕在化しないようリスクの一層の低減を図る。
  
7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
  - 1) 監査等委員会の職務を補助する組織として業務執行部門から独立した「監査等委員会室」を設置し、常勤の使用人を置く。
  - 2) 監査等委員会室に所属する使用人は監査等委員会の指示により監査等委員の職務の執行を補助する。
  
8. 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - 1) 監査等委員会室に所属する常勤の使用人は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮・監督を受けない。
  - 2) 監査等委員会室に所属する常勤の使用人の人事異動や人事考課等に関しては、監査等委員会と事前に協議し決定する。
  
9. 監査等委員会への報告に関する体制
  - 1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
    - ① 経営会議体規程に基づき常勤監査等委員は経営会議等に出席し、事務局は監査等委員に議事録を提出する。

- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査等委員会に報告する。
  - ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告すべき事項については、報告事項及び報告要領を監査等委員会と協議のうえ定め、適時・適切に監査等委員会に報告する。
  - ④ 監査等委員会は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- 2) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
- ① 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査等委員会に報告する。
  - ② 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告すべき事項については、報告事項及び報告要領を監査等委員会と協議のうえ定め、適時・適切に監査等委員会に報告する。
  - ③ 監査等委員会は必要に応じて、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者に対して報告を求めることができる。
10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 公益通報者保護法に準拠した社内規程に基づき、その実効性を図る。
11. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 1) 監査等委員会が要求した場合は、監査等委員の職務執行に支障の無い様、適切かつ迅速に費用又は債務の処理を行う。
12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 代表取締役は、監査等委員と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図る。
  - 2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会が会計監査人、内部監査部門及び子会社監査役との連携を通して、実効的な監査が行えるよう協力する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は「内部統制システム構築の基本方針」に基づく体制の整備、運用を行い内部統制システムのさらなる充実を図るよう努めております。2025年度の運用状況に関する概要は以下のとおりです。

### 1. リスク管理体制

- 1) 当社では、リスク顕在化防止のため、内部統制委員会を設置しております。同委員会にて定期的にリスクシナリオ（経営諸活動全般に係るリスクとして当社で網羅的に把握したもの）の評価を行い、その結果に基づき当社経営陣から業務執行ラインを通じて対応を指示いたしました。事例としては、①ドル円、ユーロ円の為替相場動向と経済指標による今後の為替レートの想定、全社のヘッジ状況の把握、タイムリーな為替リスクヘッジの実現、②子会社の損益、キャッシュフローをモニタリングし、業績悪化兆候の早期発見、資金繰りの透明性向上、③当社グループで定めたマテリアリティ（経営上の重要課題）に対する取り組みの進捗状況のフォローアップと課題抽出、④地政学的リスクへの対応、⑤情報セキュリティリスクの特定と対策に関する議論を行いました。
- 2) 当社経営に対する影響が大きい事業運営上のリスクについて、社内規程に基づき当社関係部署によるリスクチェックを行いました。当社決裁基準に応じて、当社事業部や主要な子会社においては、各事業部や個社で自主リスクチェックを行いました。
- 3) 業務執行部門のリスク管理状況について、独立性及び客観性を持つ内部監査部門が社内規程に基づき上記1.2)の当社のリスクチェック実施状況を確認し、また、年間の監査計画に基づき内部監査を実施し、問題点の洗い出し、是正の提言を行いました。

### 2. コンプライアンス体制

- 1) 当社では、コンプライアンス施策の周知徹底と監督のため、グループコンプライアンス委員会を設置しています。同委員会にて、当社及び子会社のコンプライアンス強化のため、グループ横断的な情報交換及び注意事項の周知を行いました。また、独占禁止法の遵守について、同委員会にて継続的に監視を徹底しております。
- 2) 「コンプライアンス・ポリシー」の遵守について、当社グループ新入社員に対するコンプライアンス研修を実施し、この他、当社及び子会社の従業員に対し、e-ラーニング等によるコンプライアンス研修を実施するなど、継続的に当社及び子会社の役職員に対する教育、啓発活動を実施しました。

3) 当社では法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見のため、当社及び子会社並びにその取引先の全役職員などから相談や通報を直接受ける「ヘルプライン」(内部通報制度)を設けており、公益通報者保護法に準拠した社内規程に基づき、通報があった場合は適切に対応しております。

### 3. グループ管理体制

1) 子会社各社へ取締役あるいは監査役等を派遣し監督を行うことに加え、子会社所管部署と子会社間で定期的(月次)に連絡会を開催することにより監督の強化を図っています。

### 4. その他の内部統制システム

1) 「内部統制システム構築の基本方針」に係る関連法令への対応、財務報告に係る内部統制報告制度への対応などについては、内部統制室が、経営会議体及びCEOをはじめとする当社役員に適宜報告を行いました。

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	8,846	2,792	104,494	△4,590	111,543
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△3,531		△3,531
親会社株主に帰属する当期純利益			38,456		38,456
自 己 株 式 の 取 得				△10	△10
自 己 株 式 の 処 分		△5		34	28
利益剰余金から資本剰余金への振替		5	△5		-
土地再評価差額金の取崩			3,645		3,645
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		0			0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	0	38,565	24	38,589
当 期 末 残 高	8,846	2,793	143,060	△4,566	150,132

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						新 子 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 額	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	6,890	2,723	25,438	9,085	14,111	58,249	58	4,303	174,154
連結会計年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当									△3,531
親会社株主に帰属する当期純利益									38,456
自 己 株 式 の 取 得									△10
自 己 株 式 の 処 分									28
利益剰余金から資本剰余金への振替									-
土地再評価差額金の取崩									3,645
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	19,438	470	△3,645	1,256	3,172	20,692	△28	411	21,075
連結会計年度中の変動額合計	19,438	470	△3,645	1,256	3,172	20,692	△28	411	59,664
当 期 末 残 高	26,329	3,193	21,793	10,341	17,283	78,941	30	4,714	233,819

## 連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 42社

主要な連結子会社の名称

㈱三井E&Sパワーシステムズ

㈱加地テック

三井ミーンハナイト・メタル㈱

㈱三井E&S DU

三井造船特機エンジニアリング㈱

三井E&Sシステム技研㈱

㈱三井E&Sエンジニアリング

Mitsui E&S Asia Pte. Ltd.

PACECO CORP.

Burmeister & Wain Scandinavian Contractor A/S

TGE Marine Gas Engineering GmbH

三井E&S（中国）有限公司

当連結会計年度における連結子会社は、重要性が増したことにより1社増加、清算により4社減少しております。

#### (2) 非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称

mitsui E&S MACHINERY EUROPE LIMITED

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用した関連会社の数 13社

主要な持分法を適用した関連会社の名称

㈱三井三池製作所

市原バイオマス発電㈱

上海中船三井造船柴油机有限公司

当連結会計年度における持分法を適用した関連会社は、株式売却により2社減少しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な持分法を適用しない非連結子会社の名称

MITSUI E&S MACHINERY EUROPE LIMITED

主要な持分法を適用しない関連会社の名称

新日本海重工業㈱

MES TECHNOSERVICE MACHINERY CONSTRUCTION LOGISTICS INDUSTRY AND TRADE CORPORATION

持分法を適用しない理由

各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社の増資に伴う持分比率の変動については、持分のみなし売買として処理する方法によっております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、事業年度末日が連結決算日と異なる会社は在外子会社29社であり、事業年度末日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたり、同日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

i 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法で評価しております。

ii その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

主として、時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）で評価しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法で評価しております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ 棚卸資産

i 商品及び製品、原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）で評価しております。

ii 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）で評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
(リース資産を除く) 主として、定額法によっております。
- ② 無形固定資産  
(リース資産を除く) 定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）、顧客関連資産については効果の及ぶ期間（主として18年）に基づく定額法で償却しております。
- ③ リース資産
  - i 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。
  - ii 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の基準で償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③ 保証工事引当金 保証工事費に充てるため、主として過去2年間の平均保証工事費発生率により、当連結会計年度の完成工事高を基準として計上しております。
- ④ 受注工事損失引当金 受注工事等の損失に備えるため、未引渡工事等のうち当連結会計年度末に損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。
- ⑤ 解体撤去引当金 建物等の解体撤去に伴う支出に備えるため、その発生見込額を計上しております。
- ⑥ 事業構造改革引当金 事業構造改革に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生見込額を計上しております。
- ⑦ 契約損失引当金 将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、合理的に算定した損失見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、次の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 製品の販売

当社グループは、船用推進システム事業における船用主機の販売・アフターサービス、物流システム事業におけるクレーンのアフターサービス等を行っており、顧客との契約に基づき自ら財又はサービスを引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、主に顧客に財又はサービスを引き渡した時点で支配が移転すると判断しているため、引き渡し時点で収益を認識しております。なお、アフターサービスに係る部品の販売は、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該部品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、部品を出荷した時点で収益を認識しております。取引の対価は、多くの場合、履行義務を充足してから3ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

② 工事契約及び役務の提供

当社グループは、物流システム事業におけるクレーンの建造契約をはじめ各種の長期工事契約、役務の提供等を締結しております。これら工事契約及び役務の提供は、発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、主として履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。進捗度の測定は、契約ごとに、期末日までに発生した工事原価が見積工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。これらの履行義務に対する対価は、通常は履行義務の充足とは別に、顧客との契約に基づく支払条件により、契約期間中に段階的に受領するとともに、残額については履行義務を全て充足した後一定期間経過後に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、原則として、効果の発現する期間を合理的に見積ることが可能な場合は当該期間において均等償却を行っております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

i ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、金利通貨スワップについては、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理を採用しております。

	ヘッジ手段	ヘッジ対象
ii	ヘッジ手段とヘッジ対象	
	為替予約	外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
	通貨スワップ	外貨建金銭債権債務
	金利スワップ	借入金及び社債に係る利息
	金利通貨スワップ	外貨建借入金及び利息
iii	ヘッジ方針	各社の内部規程である「財務取引に関するリスク管理規程」及び「ヘッジ取引要領」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。
iv	ヘッジの有効性評価の方法	ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較し、ヘッジの有効性評価を実施しております。 なお、特例処理によっている金利スワップ、一体処理によっている金利通貨スワップ及び振当処理によっている為替予約については、ヘッジの有効性評価を省略しております。
v	リスク管理方針	金融資産・負債の固定／流動ギャップから生じる金利リスク及び外貨建ての金銭債権債務等から生じる為替リスクについては、ヘッジ取引によりリスクの低減を行い、そのリスク量を適正な水準に調整しております。
②	退職給付に係る会計処理の方法	
i	退職給付見込額の期間帰属方法	退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
ii	数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法	数理計算上の差異は、主として5年及び10年による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用は、主として1年及び5年による定額法により按分した額を費用処理しております。
iii	未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法	未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
iv	小規模企業等における簡便法の採用	一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### 表示方法の変更に関する注記

##### (連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「支払手数料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. のれんの評価

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度末に計上しているのれんの総額、並びに主な内容は以下のとおりです。

	当連結会計年度
のれん	6,196百万円
(上記のうち、ドイツのMES Germany Beteiligungs GmbHがTGE Marine AGの持分を取得した際に生じた船舶のエンジニアリング事業に関するのれん)	6,196

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

MES Germany Beteiligungs GmbHは国際財務報告基準を適用しており、のれんを含む資金生成単位については、減損の兆候があるときに加え毎期減損テストを実施しております。

のれんの減損テストにおける回収可能価額には使用価値を用いており、この使用価値の測定に用いる将来キャッシュ・フローは、ガス船等の市場の成長予測や中期的な受注計画を含む船舶のエンジニアリング事業の中期事業計画を基礎として見積りを行っております。

最新の減損テストの結果から重要な減損損失が発生する可能性は低いと判断しておりますが、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識され、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 2. 履行義務の充足に係る進捗度に基づく収益認識

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額は以下のとおりです。

	当連結会計年度
履行義務の充足に係る進捗度に基づく収益	100,539百万円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準 ②工事契約及び役務の提供」に記載のとおり、財又はサービスに対する支配が一定期間にわたって顧客へ移転する場合には、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識する方法の適用にあたっては、当連結会計年度末において工事の進捗に応じて発生した工事原価の見積工事原価総額に対する割合により算出した進捗率により収益を認識しております。

工事原価総額の見積りの前提条件は必要に応じて見直しを行い、変更があった場合には、その影響額が信頼性をもって見積ることが可能となった連結会計年度に認識をしております。工事原価総額の見積りにあたっては、前提条件や工事の進捗等に伴う発生原価の変更によって当初の見積りから変更となる可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 3. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度末に計上している繰延税金資産の金額は以下のとおりです。

	当連結会計年度
繰延税金資産	10,885百万円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、事業計画を基礎として将来の一定期間における課税所得の発生やタックスプランニングに基づき、回収可能性を検討しております。将来の課税所得の発生の基礎となる事業計画は、各社において、受注見込みなどに事業環境等を考慮し、一定の仮定を置いて策定しております。なお、将来に係る見積りは、経済情勢の変動やその他の要因により影響を受けます。

当社グループは、回収可能性の見積りを合理的に行っておりますが、これらの将来に係る見積りの諸条件の変化により、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	3,301百万円
土地	3,125百万円
投資有価証券	638百万円
現金及び預金	32百万円
長期貸付金	1,683百万円
計	8,780百万円

(注) 投資有価証券及び長期貸付金は、関係会社の長期借入金1,942百万円を担保するために債務者と株主と金融機関との間で締結した株式根質権設定契約に基づくものであります。

(2) 担保付債務

長期借入金（1年以内に返済予定を含む）	2,124百万円
計	2,124百万円

2. 顧客との契約から生じた債権及び契約資産

受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、次のとおりであります。

受取手形	456百万円
電子記録債権	4,329百万円
売掛金	66,711百万円
契約資産	23,756百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 140,036百万円

4. 保証債務

(1) 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入及び契約履行等に対し、債務保証を行っております。

その他	400百万円
計	400百万円

上記のうち外貨による保証金額はありません。

(2) その他

Mesco Denmark A/Sの連結子会社であるBurmeister & Wain Scandinavian Contractor A/Sは、モーリシャス税務当局による2016年から2019年を対象とした税務調査の結果、追加課税を通知する文書を2020年8月に受領しております。しかしながら、当社グループでは、指摘を受けた同社は現地税法に従って適正に申告を行っていると考えており、追加課税への反論書を当局へ提出しております。従いまして、この指摘による影響は当連結会計年度の連結計算書類には反映しておらず、今後も当社の業績に大きな影響を及ぼすものではないと認識しております。

5. 土地の再評価

連結計算書類作成会社においては、土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額等により算出。  
再評価を行った年月日 連結計算書類作成会社 2000年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における  
時価が再評価後の帳簿価額を下回る額 26,576百万円

6. 企業結合に係る特定勘定

固定負債の「その他」に企業結合に係る特定勘定899百万円が含まれております。これは、当社が2023年4月1日付で株式会社三井E&S DUの株式を取得したことによるもので、その内容は将来発生することが見込まれる賃料増加分の見積額であります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	103,098	-	-	103,098

2. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 18千株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,017	20.00	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年11月12日 取締役会	普通株式	1,513	15.00	2025年9月30日	2025年12月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
2026年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4,237	42.00	2026年3月31日	2026年6月29日

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な金融商品に限定しております。また、当社と連結子会社は「CMS預貸制度」による資金融通を行っております。資金調達については、短期的な運転資金は銀行借入及びCP発行により調達し、長期的な設備・投資資金等は銀行借入及び社債発行による方針です。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、当社及び一部の連結子会社において、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスク等に晒されておりますが、原則として当該ポジションについては先物為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり市場価格の変動リスク等に晒されております。また、長期貸付金は、主に発電事業を遂行するために設立した関係会社の運転資金及び設備資金需要に対するものであり、関係会社が取引する顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。短期借入金は主に営業取引に係る資金を包括的に調達しており、長期借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、主に外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引と借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、並びに外貨建借入金に係る為替の変動リスク及び支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利通貨スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記の「4. 会計方針に関する事項 (6)その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ①重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社及び連結子会社は、社内規程に従い、営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に管理し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しており、信用リスクは低いものとなっております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別・月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約取引を利用してヘッジしております。また、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するために金利スワップ取引、並びに金利通貨スワップを利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状態等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた各社の内部規程に従って行っております。また、デリバティブの利用にあたっては、実需が有するリスクを相殺する範囲に限定して行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループでは、各連結子会社及び財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額13,789百万円）は、次表には含めておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」並びに「未払法人税等」については、現金であること、並びに預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形、買掛金、電子記録債務、短期借入金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	41,215	41,215	-
(2) 長期貸付金	1,698	1,307	△391
資産計	42,914	42,522	△391
(1) 1年内返済予定の長期借入金	6,232	6,199	△32
(2) 長期借入金	37,449	37,398	△50
(3) リース債務（短期を含む）	5,831	5,737	△93
負債計	49,512	49,335	△177
デリバティブ取引			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	(151)	(151)	-
② ヘッジ会計が適用されているもの	(876)	(876)	-
デリバティブ取引計	(1,027)	(1,027)	-

\* デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	41,215	-	-	41,215
資産計	41,215	-	-	41,215
デリバティブ取引 通貨関連	-	1,027	-	1,027
負債計	-	1,027	-	1,027

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	-	1,307	-	1,307
資産計	-	1,307	-	1,307
1年内返済予定の長期借入金	-	6,199	-	6,199
長期借入金	-	37,398	-	37,398
リース債務（短期を含む）	-	5,737	-	5,737
負債計	-	49,335	-	49,335

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1年内返済予定の長期借入金、長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社は、大分県、岡山県及びその他の地域において、工場施設等（土地を含む）を所有しております。また、大分県、千葉県及びその他の地域において遊休土地を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

用 途	連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価 (百万円)
	当連結会計年度期首残高 (百万円)	当連結会計年度増減額 (百万円)	当連結会計年度末残高 (百万円)	
賃貸用施設等	23,565	△3,249	20,316	13,197
遊休土地	2,127	△247	1,879	2,067
合 計	25,693	△3,496	22,196	15,264

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- 2 賃貸等不動産の当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は賃貸用施設等及び遊休土地の売却（△3,380百万円）などであります。
- 3 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

また、賃貸等不動産に関する当連結会計年度における損益は、次のとおりであります。

用 途	賃貸収益 (百万円)	賃貸費用 (百万円)	差額 (百万円)	その他 (売却損益等) (百万円)
賃貸用施設等	1,022	270	751	△202
遊休土地	-	15	△15	△62
合 計	1,022	286	736	△264

- (注) 1 賃貸費用は、賃貸収益に対応する費用（減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）であり、賃貸収益は主として「営業収益」に、賃貸費用は主として「営業費用」に計上しております。
- 2 その他は、減損損失であり、「特別損失」に計上しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計
	成長 事業推進	船用推進 システム	物流 システム	周辺 サービス	計		
主たる地域市場							
日本	39,936	134,559	23,557	38,105	236,158	182	236,341
アジア	1,796	12,396	34,490	18,055	66,739	-	66,739
欧州	313	2,330	46	29,506	32,197	-	32,197
北米	116	211	5,517	348	6,193	-	6,193
その他	1,594	205	1,573	8,318	11,691	-	11,691
顧客との契約から生じる収益	43,757	149,704	65,185	94,333	352,980	182	353,163
その他の収益(注) 2	-	32	-	-	32	-	32
外部顧客への売上高	43,757	149,737	65,185	94,333	353,013	182	353,196

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、エンジニアリング事業等を含めております。

2. 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

(報告セグメントの変更等に関する事項)

前連結会計年度において、三井海洋開発株式会社の株式の一部を売却したことにより、「海洋開発」セグメントを構成していた会社及びその関係会社を持分法適用の範囲から除外いたしました。これに伴い、当連結会計年度より、「成長事業推進」、「船用推進システム」、「物流システム」及び「周辺サービス」の4つの報告セグメントへ変更しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	80,133百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	71,498
契約資産（期首残高）	27,809
契約資産（期末残高）	23,756
契約負債（期首残高）	44,187
契約負債（期末残高）	42,911

契約資産は、主として一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において収益を認識したが、未請求の作業に係る対価に関連するものであります。当社グループでは主として機器の建造・据付工事に関して報告期間の末日で完了している作業に対する対価のうち、未請求の部分に対する当社グループの権利に関係しております。また、契約資産は権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられております。これは通常、請求書を顧客に発行した時点であり、当該機器の建造・据付工事に関する対価は、契約の条件に従い、主として履行義務を充足してから3ヵ月以内に受領しております。

契約負債は、主として信用リスク管理の観点から、製品及び工事の引渡前に顧客から受け取った対価に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、17,217百万円であり、また、当連結会計年度において、契約資産が4,053百万円減少した主な理由は、収益の認識による増加が、顧客との契約から生じた債権への振替及び契約負債との相殺による減少を下回ったことによるものであります。契約負債が1,276百万円減少した主な理由は、前受金の受け取りによる増加が、収益の認識及び契約資産との相殺による減少を下回ったことによるものであります。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度
1年以内	225,106百万円
1年超2年以内	101,951
2年超3年以内	54,790
3年超	80,870
合計	462,718

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	2,270円25銭
2. 1株当たり当期純利益	381円15銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

■計算書類

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から)  
(2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合計			
					固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	8,846	2,211	-	2,211	335	84,486	84,821	△4,590	91,288	
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当						△3,531	△3,531		△3,531	
当 期 純 利 益						31,800	31,800		31,800	
固定資産圧縮積立金の取崩					△20	20	-		-	
自 己 株 式 の 取 得								△10	△10	
自 己 株 式 の 処 分			△5	△5				34	28	
利益剰余金から資本剰余 金への振替			5	5		△5	△5		-	
土地再評価差額金の取崩						3,645	3,645		3,645	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△20	31,929	31,908	24	31,932	
当 期 末 残 高	8,846	2,211	-	2,211	314	116,415	116,730	△4,566	123,221	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	6,649	626	25,438	32,714	58	124,061
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△3,531
当 期 純 利 益						31,800
固定資産圧縮積立金の取崩						-
自 己 株 式 の 取 得						△10
自 己 株 式 の 処 分						28
利益剰余金から資本剰余 金への振替						-
土地再評価差額金の取崩						3,645
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	19,357	△571	△3,645	15,140	△28	15,112
当 期 変 動 額 合 計	19,357	△571	△3,645	15,140	△28	47,045
当 期 末 残 高	26,007	54	21,793	47,855	30	171,107

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

i 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法で評価しております。

ii その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)で評価しております。  
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法で評価しております。

##### ② デリバティブ

時価法によっております。

##### ③ 棚卸資産

i 製品、原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)で評価しております。

ii 仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)で評価しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定額法によっております。

(リース資産を除く)

##### ② 無形固定資産

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法で償却しております。

(リース資産を除く)

##### ③ リース資産

i 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

ii 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の基準で償却しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

##### ③ 保証工事引当金

保証工事費に充てるため、主として過去2年間の平均保証工事費発生率により、当事業年度の完成工事高を基準として計上しております。

##### ④ 受注工事損失引当金

受注工事等の損失に備えるため、未引渡工事等のうち当事業年度末に損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

##### ⑤ 解体撤去引当金

建物等の解体撤去到に伴う支出に備えるため、その発生見込額を計上しております。

- ⑥ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は10年による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、発生時に一括処理しております。なお、当事業年度末では、退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を年金資産が超過する状態のため、当該超過額を前払年金費用に計上しております。このため退職給付引当金の残高はありません。
- ⑦ 特別環境保全費用引当金 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により処理が義務付けられておりますPCB廃棄物の処理費用の支出に備えるため、その見積額を計上しております。
- ⑧ 事業構造改革引当金 事業構造改革に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生見込額を計上しております。
- ⑨ 契約損失引当金 将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、合理的に算定した損失見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、次の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における個別の履行義務へ配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### ① 製品の販売

当社は、船用推進システム事業における船用主機の販売・アフターサービス、物流システム事業におけるクレーンのアフターサービス等を行っており、顧客との契約に基づき自ら財又はサービスを引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、主に顧客に財又はサービスを引き渡した時点で支配が移転すると判断しているため、引き渡し時点で収益を認識しております。なお、アフターサービスに係る部品の販売は、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該部品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、部品を出荷した時点で収益を認識しております。取引の対価は、多くの場合、履行義務を充足してから3ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

##### ② 工事契約及び役務の提供

当社は、物流システム事業におけるクレーンの建造契約をはじめ各種の長期工事契約、役務の提供等を締結しております。これら工事契約及び役務の提供は、発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、主として履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。進捗度の測定は、契約ごとに、期末日までに発生した工事原価が見積工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。これらの履行義務に対する対価は、通常は履行義務の充足とは別に、顧客との契約に基づく支払条件により、契約期間中に段階的に受領するとともに、残額については履行義務を全て充足した後一定期間経過後に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、金利通貨スワップについては、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
通貨スワップ	外貨建金銭債権債務
金利スワップ	借入金及び社債に係る利息
金利通貨スワップ	外貨建借入金及び利息

③ ヘッジ方針

当社の内部規程である「財務取引に関するリスク管理規程」及び「ヘッジ取引要領」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較し、ヘッジの有効性評価を実施しております。

なお、特例処理によっている金利スワップ、一体処理によっている金利通貨スワップ及び振当処理によっている為替予約については、ヘッジの有効性評価を省略しております。

⑤ リスク管理方針

金融資産・負債の固定／流動ギャップから生じる金利リスク及び外貨建ての金銭債権債務等から生じる為替リスクについては、ヘッジ取引によりリスクの低減を行い、そのリスク量を適正な水準に調整しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(子会社に対する貸付金及び引当金に関する表示方法の変更)

当社は、当事業年度において債務超過状態にある子会社が主たる事業活動を終了したのを機に、当該子会社に対する貸付金及び引当金に関する表示方法を整理し、表示科目の見直しを実施しました。

前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「短期貸付金」に含めておりました当該子会社に対する貸付金は、当事業年度においては「投資その他の資産」の「長期貸付金」として独立掲記しております。

前事業年度の貸借対照表において、独立掲記しておりました「固定負債」の「関係会社事業損失引当金」は、当事業年度においては「投資その他の資産」の「貸倒引当金」に含めて表示しております。

前事業年度の損益計算書において、独立掲記しておりました「特別利益」の「関係会社事業損失引当金戻入額」は、当事業年度においては「営業外収益」の「貸倒引当金戻入額」に含めて表示しております。

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「支払手数料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 履行義務の充足に係る進捗度に基づく収益認識

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

履行義務の充足に係る進捗度に基づいて収益を認識する方法により、当事業年度の計算書類に計上した売上高は以下のとおりです。

	当事業年度
履行義務の充足に係る進捗度に基づく収益	53,705百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

会計上の見積りの内容に関する情報については、連結注記表「会計上の見積りに関する注記 2. 履行義務の充足に係る進捗度に基づく収益認識」と同一のため、注記を省略しております。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末に計上している繰延税金資産の金額は以下のとおりです。

	当事業年度
繰延税金資産	7,089百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

会計上の見積りの内容に関する情報については、連結注記表「会計上の見積りに関する注記 3. 繰延税金資産の回収可能性」と同一のため、注記を省略しております。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 111,380百万円

#### (2) 保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入及び契約履行等に対し、債務保証を行っております。

Burmeister & Wain Scandinavian Contractor A/S	9,122百万円
TGE Marine Gas Engineering GmbH	8,767百万円
㈱三井E&Sエンジニアリング	1,716百万円
PACECO CORP.	1,586百万円
MES Technoservice Malaysia Sdn.Bhd	255百万円
計	21,448百万円

#### (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	16,639百万円
関係会社に対する長期金銭債権	137,781百万円
関係会社に対する短期金銭債務	22,029百万円

#### (4) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額等により算出。

再評価を行った年月日	2000年3月31日
再評価を行った土地の当事業年度末における 時価が再評価後の帳簿価額を下回る額	26,576百万円

#### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引高及び営業取引以外の取引高

関係会社に対する売上高	13,458百万円
関係会社からの仕入高	26,914百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	16,744百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記  
自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	2,210	2	16	2,196

(注) 変動事由の概要

普通株式の自己株式の増加株式数の内訳は次のとおりです。

単元未満株式の買取請求による増加

2千株

普通株式の自己株式の減少株式数の内訳は次のとおりです。

新株予約権（ストック・オプション）の行使に伴う減少

16千株

単元未満株式の買増請求による減少

0千株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	34,307
退職給付信託	11,998
関係会社株式評価損	7,540
税務上の繰越欠損金	3,011
減損損失	2,818
賞与引当金	1,597
契約損失引当金	1,063
工事進行基準	748
未払事業税等	610
その他	3,813
繰延税金資産小計	67,509
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△259
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△46,168
評価性引当額小計	△46,428
繰延税金資産合計	21,081
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△11,959
前払年金費用	△1,404
繰延ヘッジ損益	△482
固定資産圧縮積立金	△144
その他	△0
繰延税金負債合計	△13,991
繰延税金資産純額	7,089

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社名	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 兼任等	事業 上 関係				
子会社	三井造船特 機エンジニア リング㈱	岡山県 玉野市	298	特殊機械、 大型機械の 設計、メン テナンス等	直接 100.0	なし	資金の 預り	資金の預り (注) (1)	-	預り金	6,397
子会社	㈱三井E&S エンジニア リング	東京都 中央区	100	エンジニア リング事業	直接 100.0	なし	資金の 貸付 通算子法 人	資金の貸付 (注) (2) 利息の受取 (注) (2) グループ通 算制度にお ける通算税 効果額 (注) (4)	75 2,870 5,993	長期貸付金 (注) (3) 未払金	137,475 5,993
子会社	MESCO DENMARK A/S	デンマーク	63 百万DKK	株式の保有	直接 100.0	なし	関係会社 株式の 保有	増資の引受 (注) (5)	8,631	-	-
子会社	Burmeister & Wain Scandinavian Contractor A/S	デンマーク	180 百万DKK	陸上用発電 プラントの 運転及び保 守点検	間接 100.0	なし	資金の 貸付 債務保証	資金の貸付 (注) (2) 利息の受取 (注) (2) 債務保証 (注) (6)	6,250 573 9,122	短期貸付金 -	3,681 -
子会社	TGE Marine Gas Engineering GmbH	ドイツ	3,017 千EUR	ガス運搬船 等のガスエ ンジニアリ ング及び製 造監理	間接 100.0	1名兼任	資金の 貸付 債務保証	資金の貸付 (注) (2) 利息の受取 (注) (2) 債務保証 (注) (6)	1,797 147 8,767	短期貸付金 -	4,585 -

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 預り金は、当社と子会社間の「CMS預貸制度（キャッシュ・マネージメント・システム）」に基づく預り金となっております。なお、預貸制度については参加会社間での資金移動を日次で行っているため、預り金の取引金額は記載しておりません。
- (2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
- (3) ㈱三井E&Sエンジニアリングへの貸付金に対し、108,322百万円の貸倒引当金を計上しております。
- (4) グループ通算制度における法人税の通算税効果額であります。
- (5) 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。
- (6) 債務保証は、契約履行保証等に対して行っております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,695円46銭
(2) 1株当たり当期純利益	315円18銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。